

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>一般競争入札として令和8年3月12日に公告を行い、令和8年3月26日に入札、開札を行った。4者入札したが落札者がおらず、紙と電子での提出だったため、再入札を行うことが出来なかった。</p> <p>4月1日からバス管理、4月6日から運行を行う必要があるため、見積合わせをする時間が無いため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>一般競争入札で入札に参加し、最低金額での入札であり、確認したところ契約する意思があったため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。